

シニア世代のお悩み解消

ご高齢者の中には、体力・判断力の衰えが生じて、生活に支障を来す方も増えています。私どもは、成年後見常設相談所『市民後見センターきょうと』と、何でも相談できる『後見相談コールセンター』の二つの組織で、シニア世代の皆様が直面する様々な課題の解決に応えていきたいと考えています。

『市民後見センターきょうと』は、2004年にスタートし、2006年から京都駅前に成年後見常設相談所を開設し、成年後見に関するさまざまご相談をお受けし、より良い解決のご提案を行ってきました。

現在の主な活動は次のとおりです。

- 成年後見制度の説明、個別相談
- ご家族・ご親族のための手続き支援
- 法定後見制度での法人後見等の受任
- 任意後見制度での法人後見人の受任
- 成年後見講座の定期開催
- 各地での講演活動など

『後見相談コールセンター』は、

市民の皆様が、いつでもお気軽に電話でご相談いただけるよう、2014年8月に開設しました。
成年後見に限らず、**相続、遺言、終活まで**、さまざまご相談をお受けしています。

また、私どもは**法人後見人**として、ご利用者の皆様への『見守り』、『生活に必要なご支援』や『大切な財産の管理』、さらには『死後の事務管理』などの業務において、長年の経験と実績があります。

成年後見の二つの制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な成年者のために、法律上の権限と責任を持った後見人をつけて、ご本人が支障なく生活を送れるよう支援する制度です。

二つの制度があります。

法定後見制度

- ・すでに認知症などで、判断力が低下した人のための制度です。
- ・ご本人の症状により、後見・保佐・補助のいずれかに区分されます。
- ・後見人等は家庭裁判所が選びます。

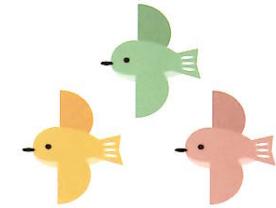
任意後見制度

- ・いま、元気な人のための制度です。
- ・後見人に任せたい仕事の内容や条件は、契約で決めておきます。(公正証書を作成)
- ・後見人候補者はご本人の自由な判断で信頼できる人を選びます。
- ・病気や障害の場合にも対応できる『委任契約』や、死後のことを依頼できる『死後の事務委任契約』を同時に結んでおくこともできます。



『法人後見』をお勧めします！

法人を後見人に選んでおけば、組織として後見業務を担当するため、個人の後見人に比べて、安定的、永続的なサービスが期待できます。



成年後見、相続 遺言から終活まで、

シニア問題、何でもご相談ください。

ご相談も、電話も無料です。

『後見相談コールセンター』

0800-919-3223

営業時間：月曜～金曜 9:00～17:00

- ・ご家族のことで悩まれている方
- ・地方自治体の職員の方
- ・医療・福祉関係の方
- ・障がい者ご家族等

コールセンタースタッフが、ご質問・ご相談にお答えします。

さらに詳しいご相談をご希望の方には、面談による個別相談をお受けします。

手続きのご支援や後見人の引受け、専門職や支援団体等のご紹介も可能です。

*法律相談、税務相談、行政手続きなどのご相談はお受けできません。

